

厚岸町規則第55号

厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

厚岸町長 三浦 克宏

厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年厚岸町規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「条例別表第1の5の項」を「条例別表第1の6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 条例別表第1の5の項及び7の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報 前条第1項各号に規定する申請又は届出に係る子どもの生計を主として維持する保護者、子ども又は子どもが属する世帯員の住登外者に関する情報

第3条第2項に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報 前条第2項各号に規定する申請又は届出に係る前号アからウまでに掲げる者の住登外者に関する情報

第3条第3項に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報 前条第3項各号に規定する申請又は届出に係る重度心身障

害者及び重度心身障害者が属する世帯員の住登外者に関する情報

第3条第4項に次の1号を加える。

- (3) 住登外者宛名情報 前条第4項に規定する申請に係る申請者及び申請者が属する世帯員の住登外者に関する情報

第4条第1号中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改め、同条第2号ア及びイ中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改め、同号に次のように加える。

- ウ 住登外者宛名情報 第2条第6項に規定する申請に係る申請者及び申請者が属する世帯員の住登外者に関する情報

第4条に次の1項を加える。

2 条例別表第3の2の項及び3の項の規則で定める事務及び情報は、次のとおりとする。

- (1) 規則で定める事務 第2条第5項に規定する事務
(2) 規則で定める情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。